

者の代表者の名前が変わつておりますけれども、朗読の必要なしで、代表者の趣旨説明で足りるのではなかつたか、と思つたので、皆さんにお諮り願つたと思つた。――「賛成」と呼ぶ者あり――

○議長（末次性男君） たいよう貫井議員から、朗読省略の動議が提出されたが、そのようにすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） それでは朗読は省略することにいたします。

請願書の朗読は省略して、紹介議員関米吉君から、本趣旨の説明を求めます。

（二十三番 関米吉君 登壇）

○二十三番（関米吉君） 御指名をいただきましたので、紹介議員、宮沢良一君、松山清君、原敏子君、遠藤洋一君、並に私でお聞きすれば、各紹介議員を代表いたしましたので、請願第五十八三号に対する趣旨説明を行わせていただきます。

たいよう、本請願につきましては、前請願と同趣旨のものである

といふことの意味から朗読が省略されましたので、請願者の代表だけは、明らかにしておきたいと思つた。

福生市熊川八三一八 西村桂子さん他五十六名によると、この請願でございます。

本請願は、その提出趣旨にも述べられておりますように、最近における優生保護法改正の動きに対し、これに反対の意見書と関係方面に提出していただきたいものでございます。

御承知のように、優生保護法第十四条第一項第四号の規定条文中から、経済的理由を削除しようとする政府の動きが表面化して以来、賛否をめぐり国内世論が急激に高まり、当市議会に対しても、この請願を今般、賛成陳情一件、反対陳情二件、及び反対請願二件が相次いで提出され、特に市民の若い主婦層の重大な関心を呼び起してゐる実情にございます。

この問題をめぐりましては、昨年の六月の二十四日、日本母性保護協会が、ヤミには十一月二十四日には、日本医師会が専門的な立場から

改正反対を明らかにし、また自民党を含む各党婦人議員も反対活動も続けております。本年の二月一日、日本弁護士連合会は法律家という立場から、次のような反対意見書と厚生大臣に提出しております。その内容とすると、

一、勤労者世帯の可処分所得がむしろ減少している事実を考えると、経済的理由は十分根拠となり得る。

二、中絶自体も減少傾向にある上、その七割は二十代後半から三十代に集中しており、家族計画の一環として機能している。

三、従来の望まない妊娠から出産した場合、子供殺しや捨て子、幼児虐待等につながる恐れがある。

四、正規の中絶ができない場合、やみ中絶に走るものになり、外国の例が示すように、妊婦死亡率の増加を招く結果となる。

この四つの理由を挙げ、経済的理由の削除に反対する立場を明らかにしております。

さらに、また、各新聞社説も、すべての国民が経済的弱者の

立場から抜けれない現在の社会的状況を見ると、この経済的理由を削除改正することは、かえって非合法的堕胎による弊害の方が多くなる危険があると警告しております。

このような良識ある世論や、これから出産能力のある市民の若い主婦層の強い願望も押しつづけて、この法改正をする理由は全くございませぬ。どうか御理解ある御審議を賜り、本請願を御採択くださるようお願いを申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。これより本請願に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

請願第五十八三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

○議長（末次性男君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたします。

○ 議 長（末次性男君） 御異議なしと認めます。 よって、明十日から

二十三日までの十四日間、休会とすることに決定いたしました。 午後三時十八分 散会

○ 議 長（末次性男君） 御異議なしと認めます。 よって、明十日から

二十三日までの十四日間、休会とすることに決定いたしました。

○ 議 長（末次性男君） 御異議なしと認めます。 よって、明十日から

二十三日までの十四日間、休会とすることに決定いたしました。

○ 議 長（末次性男君） 御異議なしと認めます。 よって、明十日から

○ 福総庶発第二千九百七十八号

昭和五十八年三月八日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

追加議案の送付について

昭和五十八年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第二十五号 福生市議会の議員の昭和五十八年三月期期末手当の支給割合を定め

る条例

二 議案第二十六号 福生市の一般職員の昭和五十八年三月期期末手当の支給割合を定め

る条例

昭和58年3月8日

昭和58年度 福生市一般会計予算及び
昭和58年度 福生市国民健康保険特別
会計予算の正誤について

次のとおり訂正いたしましたので、よろしくお取り計らいくださる
ようお願いいたします。

1. 昭和58年度 福生市一般会計予算

ページ	訂正箇所	誤	正
61	10交通安全対策費の項 節の区分の欄中	15 工事費	15 工事請負費
133	3 農業振興費の項 説明の欄中	②④ 財団法人都農林 水産業後継者育成財団 出捐金	②④ 仮称財団法人都 農林水産業後継者育 成財団出捐金
135	説明の欄中	⑭ 樹林地等保全奨励金	⑭ 樹林地保全奨励金
185	説明の欄中	T定期製図板保管 戸棚(1台)	T定期製図板保管 戸棚(1台)

2. 昭和58年度 福生市国民健康保険特別会計予算

ページ	訂正箇所	誤	正
18	(2) 給料及び職員手当の増減 額明細の表 2 普通昇給 に伴う増加分の項 備考の 欄中	(昇給期) (職員数) 4 月 0 人 7 月 0 人 10 月 0 人 1 月 1 人	(昇給期) (職員数) 4 月 0 人 7 月 0 人 10 月 8 人 1 月 0 人

昭和五十八年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員長及び同副委員長の互選結果報告

昭和五十八年度福生市一般会計予算審査特別委員会の委員長及び同副委員長を互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

一、昭和五十八年度福生市一般会計予算審査特別委員会

委員長

中村清信

同副委員長

東浦春浪

昭和五十八年三月九日

昭和五十八年度福生市一般会計予算審査特別委員会

委員 山崎敏三 郎

福生市議会議長

末次性男 殿

末六封具題

福生市議会議員

委員 山崎 繁三郎

昭和五十八年三月六日 福生市議会議員 山崎 繁三郎

昭和五十八年三月六日

同席委員 東 康彦

委員 山崎 繁三郎

昭和五十八年三月六日 福生市議会議員 山崎 繁三郎

委員 山崎 繁三郎

昭和五十八年三月六日 福生市議会議員 山崎 繁三郎

委員 山崎 繁三郎

第一回福生市議会定例

会会議録(第五号)

昭和五十八年三月二十四日福生市議会議場に第一回福生市議会定例会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

一番 石川 慶一郎 君	二番 仲村 清信 君
三番 加藤 謹之助 君	四番 高水 惣八 君
五番 東浦 春浪 君	六番 村尾 栄次 君
七番 森田 治男 君	八番 山崎 繁三郎 君
九番 小野沢 久 君	十番 遠藤 洋一 君
十一番 原 敏子 君	十二番 松山 清 君
十三番	十四番
十五番 鈴木 藤次郎 君	十六番 末次 性男 君
十七番 田村 市郎 君	十八番 東田 正治 君

十九番 宮沢 良一 君
 二十番 指田 保雄 君
 二十一番 小林 菊三 君
 二十二番 實井 喜代次 君
 二十三番 関 米吉 君
 二十四番 塩野 鉄之助 君
 十一番 八番 十番 六番 四番 二番
 欠席議員は次のとおりである。
 十四番 村野 武男 君
 一 欠員は次のとおりである。
 十三番

一回 回部主市議合

会

回

会合議裁(第五号)

一 議合事務局職員は次のとおりである。
 議合事務局 森田 進 君
 議事係長 島田 幸治 君
 臨事速記事務 川久保 友子 君
 補佐員
 出席説明員は次のとおりである。
 市 長 田村 匡雄 君
 収入 役 高水 永 君
 企画財政部長 生子 国利 君
 市民部長 井上 久男 君
 建設部長 内田 和雄 君
 監査委員事務局長事務取扱 木村 武 君
 局長事務取扱 木村 武 君
 選挙管理委員会事務局長
 助 役 古谷 徳男 君
 教 育 長 森田 猛 君
 総務部長 浅見 裕康 君
 福祉部長 須崎 進 君
 教育次長 八木 房雄 君

昭和五十八年第一回部主市議合(第三日)

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十八年第一回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 三月二十四日（木）午前十時

日程第一 議案第八号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に關

する条例の一部を改正する条例

（審査報告）

日程第二 議案第九号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を

改正する条例

（審査報告）

日程第三 議案第十号

福生市営テニスコート設置及び管理条例の一部を改正

する条例

（審査報告）

日程第四 議案第十三号

福生市表彰条例

（審査報告）

日程第五 議案第十五号

昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第五号）

日程第六 議案第十六号

昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画

整理事業会計補正予算（第三号）

（審査報告）

日程第七 議案第十七号

昭和五十七年度福生市下水道事業会計補正予算（第四

号）

日程第八 議案第十八号

昭和五十八年度福生市一般会計予算

（審査報告）

日程第九 議案第十九号

昭和五十八年度福生市国民健康保険特別会計予算

（審査報告）

日程第十 議案第二十号

昭和五十八年度福生市老人保健医療特別会計予算

（審査報告）

日程第十一 議案第二十一号

昭和五十八年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画

整理事業会計予算

（審査報告）

日程第十二 議案第二十二号

昭和五十八年度福生市下水道事業会計予算

（審査報告）

日程第十三 議案第二十三号

昭和五十八年度福生市受託水道事業会計予算

（審査報告）

日程第十四 議案第二十四号

市道路線の認定について

（審査報告）

日程第十五 陳情第十二号

たばこ・塩事業の専売制度維持存続に関する陳情書

昭和五十八年第一回福生市議会定例会議事日程 (第三日目)

(審査報告)

- 日程第十六 議案第二十七号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算 (第六号)
- 日程第十七 議案第二十八号 福生市交通安全都市宣言について
- 日程第十八 議案第二十九号 たばこ・塩事業の専売制度維持存続に関する意見書
- 日程第十九 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第二十 特定事件の継続調査について

- 日程第二十一 議案第三十号 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算 (審査報告)
- 日程第二十二 議案第三十一号 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算 (審査報告)
- 日程第二十三 議案第三十二号 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算 (審査報告)
- 日程第二十四 議案第三十三号 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算 (審査報告)
- 日程第二十五 議案第三十四号 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算 (審査報告)
- 日程第二十六 議案第三十五号 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算 (審査報告)
- 日程第二十七 議案第三十六号 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算 (審査報告)
- 日程第二十八 議案第三十七号 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算 (審査報告)
- 日程第二十九 議案第三十八号 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算 (審査報告)
- 日程第三十 議案第三十九号 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算 (審査報告)

午前十時七分 開議

○議長(末次性男君) ただいまから昭和五十八年第一回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長(末次性男君) この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(小林田議会事務局長報告)

- 一、追加議案の送付について(別添参照)
- 二、意見書の送付について(別添参照)

○議長(末次性男君) 以上で報告は終わりました。

○議長(末次性男君) 本日の議事運営については、議会運営委員会に

おいて検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 小林菊三君 登壇)

○議会運営委員長(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、去る十八

日に開催いたしました議会運営委員会の結果について御報告をいたします。

まず、本日の日程でございますが、各委員会において審査いたしました審査報告が中心であり、新しく提案された議案は市長からの二件と議員からの一件の計三件であります。

日程の順序につきましては、審査報告を先に、市長提出議案、議員提出議案の順序で編成をいたしました。

また、新しく追加された議案の取り扱いであります。会期最後でもありますので、すべて即決をお願いすることといたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者から申し入れがありますので、本会議終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、任期中における最後の議会となります。本日の会議が議員諸兄の御協力により有終の美が飾れますようお願いを申し上げます。（拍手）

議長（末次性男君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事

を進めますので、よろしくお願いいたします。

○議長（末次性男君）

これを許します。

この際、理事者から発言の申し出がありますので、

○企画財政部長（生子国利君）

去る三月の八日、昭和五十八年第一回定例

議会、一般質問における関係議員さんの質問事項中、昭和五十八年度

予算編成方針に関連して、昭和五十八年度中において、財政上、新たに受

益者負担となるものがあるかとの質問に対し、私からの答弁におきまし

て、新年度におきましては保育料徴収基準の改定による受益者負

担と、今後、法律の改正が予定されており、戸籍手数料の改定に

よる受益者負担の二点のみであると御答弁申し上げましたが、他に、予

算上は関係がありませんが、市民が直接負担を受けらるもので、し尿浄

化槽清掃料金及びくみ取りのため水洗便所料金の軽減措置に関する

要綱の改正により受益者負担が新たにございました。

つきましては、ここに答弁漏れを深くおわび申し上げます。昭和五十八年